

楽天ステイオベレーションズ株式会社 宿泊約款 新旧対照表

項目	旧（2023年7月1日改訂版）	新（2025年10月1日最終改定版）	変更点・コメント
全体タイトル	宿泊約款 2023年7月1日改訂	宿泊約款 最終改定日：2025年10月1日	
第1条（適用範囲）	1. 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、宿泊約款（以下「約款」という。）の定めるところとしこの約款に定められていない事項につきましては、法令又は慣習によるものとします。 2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨法令及び慣習に反しない範囲で応ずることができます。	1.当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。 2.当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。	一部文言修正。 「約款の趣旨法令及び慣習に反しない範囲で応ずることができます」が「法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、その特約が優先する」と、より明確な表現に変更。
第2条（宿泊契約の申込み）	1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。 （1）宿泊者、（2）宿泊日及び到着予定時刻、（3）電話番号（4）その他当ホテルが必要と認める事項 2. 宿泊客が、宿泊中に前項（2）の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。	1.当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。 1.宿泊者名2.宿泊日及び到着予定時刻3.電話番号4.宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）5.同室者の年齢区分（大人、小人、幼児）6.その他当館が必要と認める事項 2.宿泊客が、宿泊中に前項2.の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。	1項に「宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）」と「同室者の年齢区分（大人、小人、幼児）」を追加。
第3条（利用の登録）	(旧版では第5条「宿泊の登録」の内容が該当) 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び電話番号（又は携帯電話番号）外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日日本国内に住所を有しない外国人にあっては、前号の定めに加え、旅券の写し出発日及び出発予時刻同伴者の氏名その他当ホテルが必要と認める事項	1.宿泊者は利用日当日、当館のチェックインシステムにおいて、次の事項を登録いただきます。 1.宿泊者氏名、住所、年齢、連絡先（電話番号）、性別 2.（日本国内に住所を有しない）外国人ご宿泊希望者に関しては、国籍、旅券番号（パスポートのコピーを取らせていただきます。） 3.その他当館が必要と認める事項 2.宿泊者が第12条の宿泊料金等の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。	当ホテルのフロントにおいて」が「当館のチェックインシステムにおいて」に変更。 外国人の登録事項に「パスポートのコピーを取らせていただきます」を明記。 旧版「出発日及び出発予時刻」「同伴者の氏名」を削除。 新規に「宿泊料金等の支払い方法に関する登録時の呈示」の項目を追加。
第4条（宿泊契約の成立等）	(旧版では第3条「宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。」が該当)	1.宿泊契約は、当館が第2条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。 3.申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第7条及び第20条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。 4.第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊者に告知した場合に限りです。	申込金に関する詳細な規定を追加。 申込金の支払義務、充当順序、支払わない場合の契約失効について明確化。
第5条（申込金の支払いを要しないこととする特約）	(旧版には該当条項なし)	1.前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。	新規追加。申込金支払いの免除特約に関する規定。

項目	旧（2023年7月1日改訂版）	新（2025年10月1日最終改定版）	変更点・コメント
全体タイトル	宿泊約款 2023年7月1日改訂	宿泊約款 最終改定日：2025年10月1日	
第6条（宿泊契約締結の拒否）	(旧版では第4条「当ホテルは、次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。」が該当) 1. 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。 2. 満室により客室の余裕がないとき。 3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し日本の法令や規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する恐れがあると当ホテルが認めるとき。 4. 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病患者であると当ホテルが認めるとき。 5. 宿泊しようとする者が、過去にSNS等に当ホテル又は当ホテルの従業員（支配人を含む。以下同じ）に関する誹謗、中傷、威嚇、または炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテル及びホテルメルディアグループの信用及びブランドを毀損する行為を行ったと認められるとき 6. 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。 7. 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。	1.当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。なお、一度当館がお引き受けした宿泊者による宿泊継続についても同様に宿泊期間中といえどもお断りすることがあります。 1.宿泊の申込みが、この約款によらないとき。 2.満室（員）により客室の余裕がないとき。 3.ご宿泊ご希望の方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。 4.ご宿泊ご希望の方が、次のイからハに該当すると認められるとき。 イ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。 ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。 ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。 5.ご宿泊ご希望の方が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。 6.ご宿泊ご希望の方が、感染症であると明らかに認められるとき。 7.宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。	冒頭に「一度当館がお引き受けした宿泊者による宿泊継続についても同様に宿泊期間中といえどもお断りすることがあります。」という文言が追加され、宿泊中の宿泊拒否の可能性を明記。 暴力団等に関する記載を詳細化。 「宿泊に関し、特別の負担を求められたとき」が「宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき」に表現変更。 「宿泊料の不当な割引や不当な部屋のアップグレード等その他のその内容の実現が容易でない事項の要求を繰り返し行うとき、又は、対話や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を行う等、粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、通常必要とされる以上の労力を要することとなる要求を繰り返し行うとき。」という、カスハラ（カスタマーハラスメント）に関する詳細な条項を新規追加。 「当館の定める利用規則の禁止事項に従わないとき」を新規追加。 「都道府県の条例の規定する場合に該当するとき」を新規追加。 旧版の「当ホテルが指定した場所以外での喫煙、寝室（客室）での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。」を新版第8条の解除権の項目に移動。
	8. 宿泊しようとする者が、次の①～③に該当すると認められるとき。①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者 ②その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員 ③暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員 9. 宿泊しようとする者が、当ホテルの支払い規定に adher されないとき。 10. 当ホテルが指定した場所以外での喫煙、寝室（客室）での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。	8.宿泊料の不当な割引や不当な部屋のアップグレード等その他のその内容の実現が容易でない事項の要求を繰り返し行うとき、又は、対話や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を行う等、粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、通常必要とされる以上の労力を要することとなる要求を繰り返し行うとき。 9.ご宿泊ご希望の方が、過去にSNS等に当館又は当館の従業員（支配人を含む。以下同じ）に関する誹謗、中傷、威嚇、または炎上を目的とした投稿等を行い、当館の運営の妨害、又は当館及び当館グループの信用及びブランドを毀損する行為を行ったと認められるとき。 10.ご宿泊ご希望の方が、当館の支払い規定に adher されないとき。 11.ご宿泊ご希望の方が、当館の定める利用規則の禁止事項に従わないとき。 12.天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。 13.都道府県の条例の規定する場合に該当するとき。	

項目	旧（2023年7月1日改訂版）	新（2025年10月1日最終改定版）	変更点・コメント
全体タイトル	宿泊約款 2023年7月1日改訂	宿泊約款 最終改定日：2025年10月1日	
第7条（宿泊者の契約解除権）	(旧版では第7条「宿泊予約の申し込み者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときには、「違約金申し受け規定」により違約金を申し受けます。」が該当) 2. 宿泊客が連絡しないで宿泊当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたとみなし処理をすることがあります。	1.宿泊者は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。 2.当館は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第4条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。 3.当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後11時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたとみなし処理することがあります。（その場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。）	宿泊者の申し出による解除を明記。 違約金発生の条件として、申込金支払期日前の解除を除外する規定を追加。 。不泊の場合の解除みなし時間（午後11時）を具体的に明記、その場合の違約金発生についても明記。
第8条（当館の契約解除権）	(旧版では第7条3項「他の定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。」及び第11条「宿泊継続の拒絶」の内容が該当) ■第7条3項： 第4条第3号から第7号までに該当することとなったとき。 第5条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。 第6条の予約金支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。 ■第11条： 1. 当ホテルは、一旦当ホテルがお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊者による宿泊継続をお断りすることがあります。 2. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき。 3. 宿泊客が次の(1)～(3)に該当すると認められるとき。暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの 4. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。 5. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。	1.当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。 1.宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。 2.宿泊者が次のイからハに該当すると認められるとき。 イ.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。 ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。 3.宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。 4.宿泊客が感染症であると明らかに認められるとき。 5.宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。 6.宿泊料の不当な割引や不当な部屋のアップグレード等その他のその内容の実現が容易でない事項の要求を繰り返し行うとき、又は、対話や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を行う等、粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、通常必要とされる以上の労力を要することとなる要求を繰り返し行うとき。 7.天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。 8.都道府県の条例の規定する場合に該当するとき。	第6条と同様に、カスハラに関する詳細な条項（6号）を追加。 持ち込み禁止物について、より詳細なリスト（10号）が追加された。 備品等の持ち出し・移動（11号）、建物等の変更・改造・改変（12号）を解除事由に追加。 盲導犬等については持ち込み禁止物の対象外とする旨追記し、事前の連絡の要請を削除。 利用規約の禁止事項に従わない場合（13号）を明確化。 登録事項の明告（14号）、申込金の支払い（15号）を解除事由に追加。 解除時の料金不徴収に加え、違約金徴収を明記。

項目	旧（2023年7月1日改訂版）	新（2025年10月1日最終改定版）	変更点・コメント
全体タイトル	宿泊約款 2023年7月1日改訂	宿泊約款 最終改定日：2025年10月1日	
	6. 宿泊客が過去にSNS等に当ホテル又は当ホテルの従業員（支配人を含む。以下同じ）に関する誹謗、中傷、威嚇、または炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、又は当ホテル及びホテルメルディアグループの信用及びブランドを毀損する行為を行ったとき若しくはそのおそれがあるとき、又は過去に同様な行為を行ったと認められるとき。 7. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。 8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。 9. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規の禁止事項に従わないとき。 10. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。	9.寝室での寝たばこ、禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。 10.当館内に以下のものを持ち込んだ時、持ち込みをしようとしたときイ.許可証のない拳銃口.許可証のない刀剣類ハ.著しく悪臭を発する物品ニ.著しく大量の物品ホ.発火・引火しやすいもの（花火・線香・火薬・揮発油など）ヘ.動物・昆虫その他これに類するもの（但し盲導犬、介助犬、聴導犬はこの限りではございません。） 11.当館の備品若しくは物品を当館外に持ち出し、又は当館内の別の場所に移動をしたとき。 12.建物又は諸設備に変更・改造・改変を行おうとしたとき。 13.当館が定める利用規約の禁止事項に従わないとき。 14.第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。 15.第4条の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。 2.当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。（その場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。）	
第9条（客室の使用時間）	(旧版では第8条「当ホテルのチェックイン時間は15時、チェックアウト時間は10時です。但し、宿泊プラン等により別途設定がある場合は、そちらを優先いたします。」が該当) 2. 当ホテルは、前項の定めにかかわらず、追加料金をお支払いいただくことを条件として、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。この場合、1時間につき別途追加料金を申し受けます。	1.宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、別表3のとおりとします。ただし、宿泊プラン等により別途設定がある場合は、そちらを優先いたします。また、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。 2.当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。料金の詳細はフロントにお問い合わせください。 3.チェックアウトをしたのちにフロントスペース等の客室以外の館内にて、ご宿泊に相当する長時間の当館施設の使用が明らかな場合は相応の宿泊代金を申し受ける場合があります。	「別表3」と「別表4」を参照するよう変更。 「チェックアウトをしたのちにフロントスペース等の客室以外の館内にて、ご宿泊に相当する長時間の当館施設の使用が明らかな場合は相応の宿泊代金を申し受ける場合があります。」という、チェックアウト後の滞留に関する規定を新規追加。
第10条（利用規則の遵守）	1. 宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。	1.宿泊者は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。なお、当該規則は館内に掲示したもののほか、当館所定の方法により明示したものを含みます。	利用規則が「館内に掲示したもののほか、当館所定の方法により明示したものを含む」を明確化。
第11条（営業時間）	(旧版には該当条項なし)	1.当館のチェックイン対応時間は各予約ウェブサイトに掲げるところによります。 2.当館は、原則年中無休です。休業、時間変更がある場合は、各予約ウェブサイトにて告知を行います。	新規追加。 チェックイン対応時間、年中無休の原則と休業時の告知方法について明記。

項目	旧（2023年7月1日改訂版）	新（2025年10月1日最終改定版）	変更点・コメント
全体タイトル	宿泊約款 2023年7月1日改訂	宿泊約款 最終改定日：2025年10月1日	
第12条（料金の支払い）	(旧版では第9条「宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、チェックイン時または当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。 2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けれます。」が該当)	1.宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。 2.前項の宿泊料金等の支払いは、日本円又は各予約ウェブサイトの認めるクーポン券、当館が認めたクレジットカード・電子マネーとこれに代わり得る方法により、予約時に行っていただく、もしくは、チェックイン時または当館が請求した時に、フロントにおいて行っていただきます。 3.当館が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金等は申し受けれます。	「別表第1」を参照するよう変更、料金内訳を体系化。 支払い方法に「電子マネー」を追加。 支払いタイミングに「予約時に行っていただく、もしくは」を追加、事前決済について明記。
第13条（当館の責任）	(旧版では第12条「当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルフロントデスクにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するために客室をあけたときに終わります。」と、第12条2項「当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には当ホテルが客室の提供をできなかった日及びその後の宿泊料金は頂きません。」が該当)	1.当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。	責任範囲をより簡潔かつ明確化。 旧版の宿泊責任の開始・終了時刻に関する記述（12条1項）を削除。 旧版の提供できない場合のあっせん（12条2項）は、新版第15条に移動。
第14条（個人情報）	(旧版には該当条項なし)	1.当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に際し取得した宿泊者の個人情報を当館のプライバシーポリシー（ https://www.hotel-meldia.com/privacypolicy.pdf ）に従って取り扱います。	新規追加。プライバシーポリシーへの参照を明記。
第15条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）	(旧版では第12条2項「当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には当ホテルが客室の提供をできなかった日及びその後の宿泊料金は頂きません。」が該当)	1.当館は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。 2.当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、別表第2に掲げる違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。	あっせんの際に「宿泊者の了解を得て」という文言を追加。 あっせんができない場合の「補償料」の支払いと、その補償料が損害賠償額に充当されること、当館の責めによらない場合の免責を明記。

項目	旧（2023年7月1日改訂版）	新（2025年10月1日最終改定版）	変更点・コメント
全体タイトル	宿泊約款 2023年7月1日改訂	宿泊約款 最終改定日：2025年10月1日	
第16条（寄託物等の取扱い）	(旧版では第14条「寄託物等の取扱い」が該当) 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときはそれが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については宿泊客がその種類及び価額の申告を行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。 2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、フロントにお預けにならなかったものに関しては当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。 3. 宿泊客がチェックアウト後にフロントに物品をお預けになることを希望された場合、当ホテルは、貴重品又は現金はお預かりしません。その他の物品についても性質、保管スペースその他の事情により保管をお断りする場合があります。お預かりする場合の条件は、以下のとおりとなりますことをあらかじめご了承くださいます。（詳細略）	1.宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときはそれが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については宿泊客がその種類及び価額の申告を行わなかったときは、当館は5万円を限度としてその損害を賠償します。 1. 宿泊者の物品又は現金 2. 宿泊客が当館内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、フロントにお預けにならなかったものに関しては当館の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当館は責任を負いかねます。 3. その他、寄託物の取り扱いについては利用規則に定めたとおりに行うものとします。	旧版の3項（チェックアウト後の預かり品に関する詳細）について、利用規則15条に移動し、宿泊約款からは削除。代わりに「その他、寄託物の取り扱いについては利用規則に定めたとおりに行うものとします。」と、利用規則への参照を明記。
第17条（宿泊者の手荷物又は携帯品の保管）	(旧版では第15条「宿泊者の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。 2. 宿泊者チェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、必要に応じて当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、所有者が判明しない場合又は所有者によるお引き取りがない場合は発見日を含め7日間保管した後以最寄りの警察署に届けるか、3ヶ月経過後に処分させていただきます。」が該当)	1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。宿泊客は手荷物を事前にお送りされる際には、宿泊日・宿泊予約名を伝票に明記するものとします。 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、次の各号に掲げるとおり対応します。 1. 貴重品（10万円以上の現金その他遺失物法施行令に規定される物件）：発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に提出します。 2. 貴重品以外の物品：遺失物法その他の関係法令に従って処理します。なお、食品に関しては即日破棄する場合がございます。	事前送付の手荷物について「宿泊日・宿泊予約名を伝票に明記する」ことを追加。 置き忘れ手荷物・携帯品について、貴重品（10万円以上の現金等）は7日以内に警察署に提出すること、貴重品以外は遺失物法等に従って処理し、食品は即日破棄することをより詳細に明記。 旧版の「3ヶ月経過後に処分」を削除。
第18条（金銭その他貴重品と宿泊者の所有物について）	(旧版には該当条項なし)	1. 金銭その他貴重品の保管については、フロントにお預けいただく、もしくは宿泊者自ら保管していただく、又は当館内にある貴重品ロッカー（金庫）をご利用いただきます。なお、貴重品ロッカー（金庫）等の利用の有無にかかわらず、金銭その他貴重品の滅失又は毀損等の損害について、当館は、故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。 2. その他宿泊者が持ち込みをした飲食物（品質保持期限付きを含む）・衣服・アメニティなど一切の手荷物その他の所持品についても、宿泊者に管理していただきます。	新規追加。 貴重品ロッカーの利用を含め、金銭・貴重品およびその他の所有物の保管責任が宿泊者側にあることを明確化し、当館の免責範囲を規定。

項目	旧（2023年7月1日改訂版）	新（2025年10月1日最終改定版）	変更点・コメント
全体タイトル	宿泊約款 2023年7月1日改訂	宿泊約款 最終改定日：2025年10月1日	
第19条（駐車 の責任）	(旧版には駐車場に関する明確な条項なし。利用規則21項の一部に記述あり)	【駐車場保有施設】1.宿泊者が当館をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。 【駐車場非保有施設】1.当館では駐車場・駐輪場がございません。お車等でお越しのお客様は、周辺のコインパーキング（提携の駐車場も含む）や駐輪場をご利用ください。その際に発生した事故等につきましては、当館では一切の責任を負いません。	新規追加。 駐車場の利用に関する責任範囲を明確化。 駐車場・駐輪場がないこと、周辺コインパーキング等の利用を促し、事故等の責任を負わない旨を明記。※提携駐車場がある施設についても考慮し、カッコ書きで補足追加。
第20条（宿泊者の責任）	(旧版では第16条「宿泊客の故意又は過失により当ホテルが被害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。」が該当)	1.宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊者は、当館に対し、その損害を賠償していただきます。	内容に変更なし
第21条（インターネット通信の利用）	(旧版には該当条項なし)	1.当館が提供するWi-Fiサービスその他の通信手段を利用して宿泊者が行う当館内でのインターネット通信の利用に当たっては、宿泊者自身の責任において行うものとします。また、宿泊者のインターネット通信の利用に関して、当館が不適切と判断した宿泊者の行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合には、当館はかかるインターネット通信の中止を求めることができ、又は当館に生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。	新規追加。 Wi-Fi等のインターネット利用における宿泊者の責任と、不適切な利用があった場合の対応（中止要求、損害賠償）を明記。
第22条（その他）	(旧版では第13条「本約款は日本語と英文、中国語文で作成されますが、約款の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について支配するものとします。」が該当)	1.当館の責に起因しない事由により、宿泊者が他の宿泊者との間でトラブル、事故その他紛争が発生した場合は、宿泊者において解決するものとします。 2.当館がその営業を行う上で必要であると判断した場合には、当館は、本約款の内容を変更することがあります。この場合において、当館は、その影響及びサービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法により、情報提供を行うものとします。 3.本約款は日本法に基づき解釈されるものとし、本約款に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。 4.本約款は、日本語及び当館が指定する外国語で作成されますが、本約款と当該外国語に翻訳された約款との間に不一致又は相違がある場合は、日本語の本約款が優先するものとします。	宿泊者間のトラブル解決は宿泊者自身で行う旨を追加。 約款の変更可能性と、その際の情報提供義務を明記。 準拠法（日本法）と専属的合意管轄裁判所（東京地方裁判所）を明記。 外国語版との不一致の場合の日本語優先規定をより詳細に記載。

項目	旧（2023年7月1日改訂版）	新（2025年10月1日最終改定版）	変更点・コメント																																																																															
全体タイトル	宿泊約款 2023年7月1日改訂	宿泊約款 最終改定日: 2025年10月 1 日																																																																																
別表第1 宿泊料金等の内訳	(旧版には明確な「別表」の記載なし。料金に関する記述は第9条1項のみ)	別表第1宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係） <table><tr><td></td><td></td><td>内訳</td></tr><tr><td rowspan="3">宿泊者が支払う 料金の総額</td><td>ご宿泊代金</td><td>基本宿泊料</td></tr><tr><td>追加料金</td><td>アーリーチェックイン・レイトチェックアウト</td></tr><tr><td>税金</td><td>消費税・ホテル税・入湯税（温泉地のみ）</td></tr></table> 備考1.基本宿泊料は、各予約ウェブサイトに表示する料金によります。 2.小学生以上の宿泊者は、大人として適用されます。			内訳	宿泊者が支払う 料金の総額	ご宿泊代金	基本宿泊料	追加料金	アーリーチェックイン・レイトチェックアウト	税金	消費税・ホテル税・入湯税（温泉地のみ）	新規追加。 料金の内訳が明確化され、税金や追加料金の項目が示された。小学生以上の宿泊者の料金適用区分も明記。																																																																					
		内訳																																																																																
宿泊者が支払う 料金の総額	ご宿泊代金	基本宿泊料																																																																																
	追加料金	アーリーチェックイン・レイトチェックアウト																																																																																
	税金	消費税・ホテル税・入湯税（温泉地のみ）																																																																																
別表第2 違約金	別表：違約金 <table><tr><td colspan="2">契約解除の通知を受けた日</td><td rowspan="2">不泊・当日</td><td rowspan="2">前日</td><td rowspan="2">3日前</td><td rowspan="2">7日前</td><td rowspan="2">20日前</td></tr><tr><td colspan="2">契約申込人数／客室数</td></tr><tr><td>一般</td><td>14名以下もしくは8室以下</td><td>100%</td><td>80%</td><td>50%</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>団体</td><td>15名以上もしくは10室以上</td><td>100%</td><td>80%</td><td>50%</td><td>30%</td><td>20%</td></tr></table>	契約解除の通知を受けた日		不泊・当日	前日	3日前	7日前	20日前	契約申込人数／客室数		一般	14名以下もしくは8室以下	100%	80%	50%	－	－	団体	15名以上もしくは10室以上	100%	80%	50%	30%	20%	ホテルメルディアの場合 <table><tr><td colspan="2">契約解除の通知を受けた日</td><td>不泊・当日</td><td>前日</td><td>3日前</td><td>7日前</td><td>20日前</td></tr><tr><td colspan="2">契約申込人数／客室数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一般</td><td>14名以下もしくは9室以下</td><td>100%</td><td>80%</td><td>50%</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>団体</td><td>15名以上もしくは10室以上</td><td>100%</td><td>80%</td><td>50%</td><td>30%</td><td>20%</td></tr></table> メルディアステイの場合 <table><tr><td colspan="2">契約解除の通知を受けた日</td><td>不泊・当日</td><td>前日</td><td>2日前</td><td>3日前</td><td>9日前</td></tr><tr><td colspan="2">契約申込人数／客室数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一般</td><td>7名以下もしくは4室以下</td><td>100%</td><td>50%</td><td>30%</td><td>30%</td><td>-</td></tr><tr><td>団体</td><td>8名以上もしくは5部屋以上</td><td>100%</td><td>80%</td><td>50%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr></table> （注）※各予約ウェブサイトにおいてキャンセルポリシーが設定されている場合は、その設定されているキャンセルポリシーが適用されます。 ※%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。 ※契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。	契約解除の通知を受けた日		不泊・当日	前日	3日前	7日前	20日前	契約申込人数／客室数							一般	14名以下もしくは9室以下	100%	80%	50%	-	-	団体	15名以上もしくは10室以上	100%	80%	50%	30%	20%	契約解除の通知を受けた日		不泊・当日	前日	2日前	3日前	9日前	契約申込人数／客室数							一般	7名以下もしくは4室以下	100%	50%	30%	30%	-	団体	8名以上もしくは5部屋以上	100%	80%	50%	30%	30%	違約金比率に変更はなし。 各予約ウェブサイトのキャンセルポリシーが優先される旨の明記。 契約日数が短縮した場合の違約金についても注釈を追加。
契約解除の通知を受けた日		不泊・当日	前日						3日前	7日前	20日前																																																																							
契約申込人数／客室数																																																																																		
一般	14名以下もしくは8室以下	100%	80%	50%	－	－																																																																												
団体	15名以上もしくは10室以上	100%	80%	50%	30%	20%																																																																												
契約解除の通知を受けた日		不泊・当日	前日	3日前	7日前	20日前																																																																												
契約申込人数／客室数																																																																																		
一般	14名以下もしくは9室以下	100%	80%	50%	-	-																																																																												
団体	15名以上もしくは10室以上	100%	80%	50%	30%	20%																																																																												
契約解除の通知を受けた日		不泊・当日	前日	2日前	3日前	9日前																																																																												
契約申込人数／客室数																																																																																		
一般	7名以下もしくは4室以下	100%	50%	30%	30%	-																																																																												
団体	8名以上もしくは5部屋以上	100%	80%	50%	30%	30%																																																																												
旧版第12条3項（不可抗力責）	3. 当ホテルは、戦争、天災、火災、その他当ホテルが支配することができない原因によるときは、本約款に基づく義務の不履行について責任を負いません。	(新版では第13条1項で「当館の責めに帰すべき事由によるものでないとき」と包括的に記載されているため、個別条項としては削除されたと思われる。)	個別条項としては削除。内容は新版の第13条1項に移動。																																																																															